

PPP/PFIの推進に向けて

令和6年7月10日(水)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

土井 海志

1 PPP / PFIの推進状況

2 アクションプランの改定(令和6年6月3日)

3 内閣府の支援制度等

4 参考資料

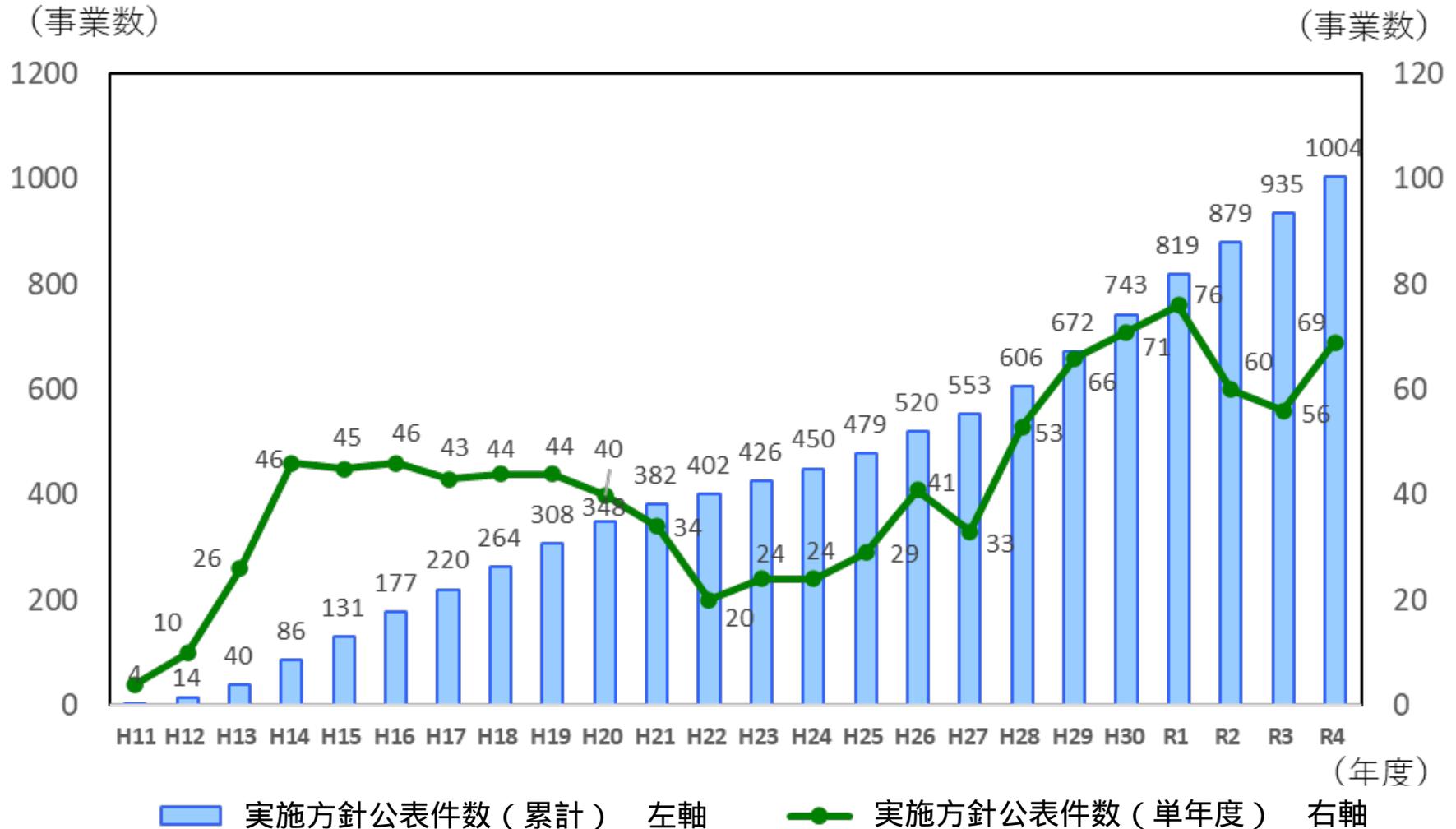
PFI事業数の推移

令和4年度に実施方針を公表したPFI事業数は69件。

このうち、公共施設等運営権（コンセッション）方式の活用を前提とした事業数は1件。

平成11年度から令和4年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,004件（このうち、公共施設等運営事業数は48件）。

（令和5年3月31日現在）



（注）事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況

地方公共団体が実施するPFI事業は、平成24年度末と令和4年度末の比較で、件数(346件 → 848件)、実施団体(189団体 → 399団体)ともに、10年間で着実に増加。

人口20万人未満の地方公共団体(1,609団体)のうち、**PFI実施団体は2割弱(270団体)**であり、**小規模な地方公共団体におけるPFI実施に資する更なる支援が必要**。

平成25年3月末時点と令和5年3月末時点との比較

都道府県

実施団体: 28 38
件数: 99 181件

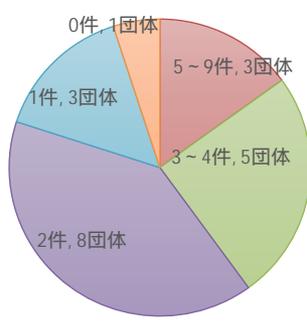
総団体数: 47



政令市

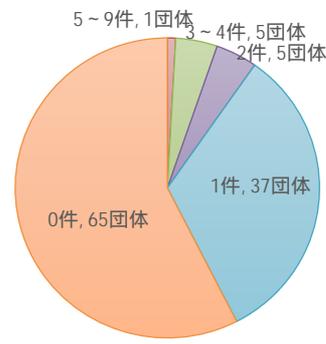
実施団体: 19 19
件数: 60 138件

総団体数: 20



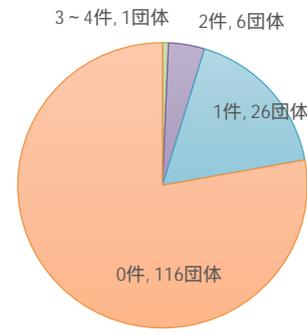
市区町村
(人口20万人以上)
実施団体: 48 72
件数: 68 188件

総団体数: 112



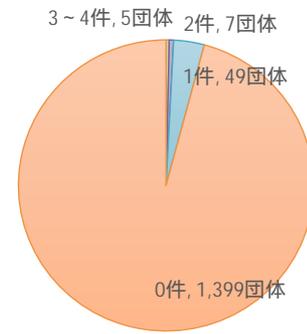
市区町村
(人口10万人-20万人)
実施団体: 33 70
件数: 41 109件

総団体数: 149



市区町村
(人口10万人未満)
実施団体: 61 200
件数: 78 232件

総団体数: 1,460



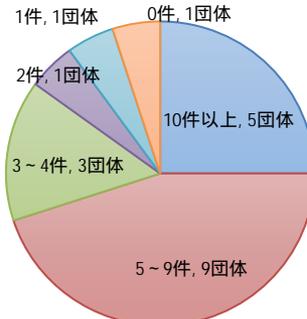
平成25年3月31日時点

令和5年3月31日時点

都道府県

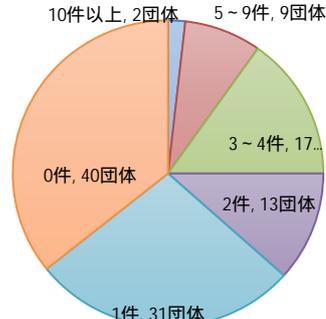


政令市



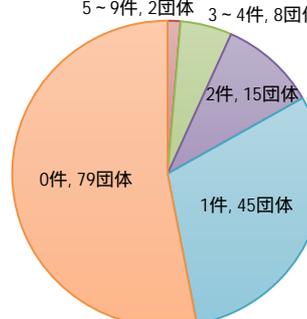
市区町村
(人口20万人以上)
実施団体: 48 72
件数: 68 188件

総団体数: 112



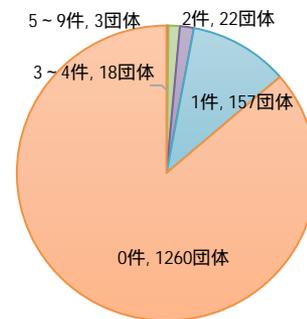
市区町村
(人口10万人-20万人)
実施団体: 33 70
件数: 41 109件

総団体数: 149



市区町村
(人口10万人未満)
実施団体: 61 200
件数: 78 232件

総団体数: 1,460



PFI事業における地域企業の参画状況(令和4年度)

PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域企業など地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

令和4年度に契約締結されたPFI 41事業*1のうち、

- ・**地域企業*2が参画**している事業 : 95% (39/41件)
- ・**地域企業が代表企業として参画**している事業 : 56% (23/41件)

*1 以下の事業を除く

- ・事業主体が国等
- ・コンセッション方式
- ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市

*2 地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

令和4年度に契約締結されたPFI事業における分野・事業規模ごとの地域企業の参画状況

分野	事業規模	契約金額 (落札金額)										
		← 10億円未満	→ 100億円以上									
文化社会教育 (学校施設、集会施設、スポーツ施設等)		6 / 7社	2 / 9社	2 / 4社	3 / 6社	2 / 4社	3 / 5社	2 / 7社	2 / 5社	4 / 7社	1 / 7社	3 / 7社
		5 / 5社	3 / 6社	3 / 4社	4 / 4社	0 / 4社	5 / 5社	3 / 7社				
		5 / 9社	2 / 5社	2 / 3社								
医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等)										4 / 5社		
環境衛生 (斎場、廃棄物処理施設等)		2 / 2社	1 / 1社			2 / 4社	0 / 3社	1 / 2社				
経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等)		1 / 7社	3 / 3社	4 / 5社	5 / 5社	3 / 5社	2 / 5社	6 / 6社		7 / 9社		
		3 / 3社	1 / 4社	4 / 5社	1 / 2社							
		3 / 3社	9 / 9社									

<凡例>

- : 地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
- : 地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
- : 地域企業が参画していない事業

／○社 : 選定されたコンソーシアムにおける、地域企業数 / 全構成企業数

- 1 PPP / PFIの推進状況
- 2 アクションプランの改定(令和6年6月3日)**
- 3 内閣府の支援制度等
- 4 参考資料

PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況と今後の取組方針

PPP/PFI推進アクションプランに定める事業規模目標30兆円に対する**令和4年度実績は3.9兆円**、重点分野の10年ターゲットに対する**令和5年度（2年目）までの実績は全体で25%**と着実に進捗。

一方、財政状況のひっ迫、生産年齢人口の減少、インフラの老朽化などの社会的課題が一層顕在化。

30年間続いたコストカット経済から脱却し、「新たな成長型経済」に移行する中、**社会的課題を解決し、成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進。**

事業規模目標に対する進捗状況

事業規模目標
(令和4年度～令和13年度：10年間)

30兆円

令和4年度
(1年目)

3.9兆円

重点分野における具体化の進捗状況

分野

事業件数
10年ターゲット

令和5年度
(2年目)

重点13分野合計

575

143 (25%)

【具体化の定義】

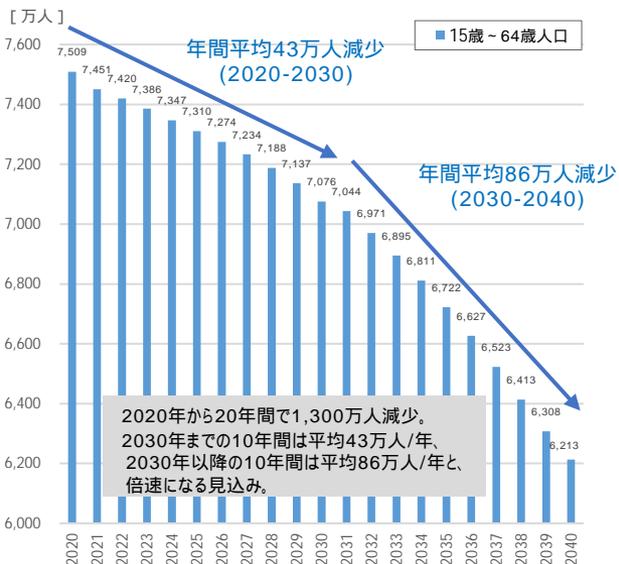
実施契約を締結する予定の案件

実施方針公表段階となる予定の案件

事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件

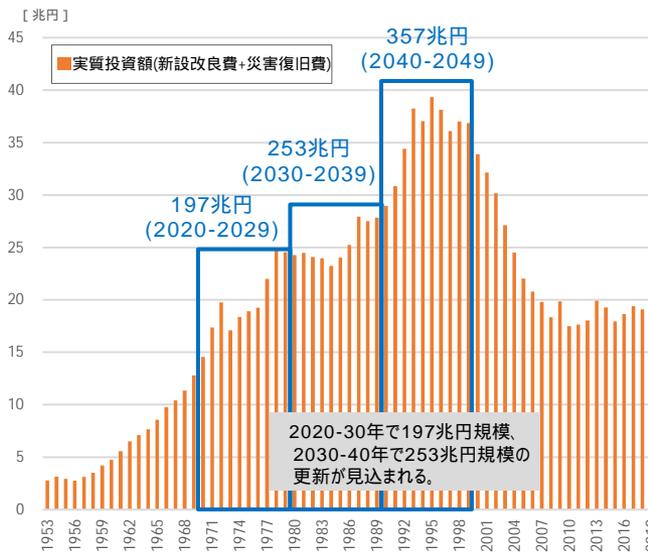
括弧内は10年ターゲット575件に対する割合を示す。

社会情勢



生産年齢人口（15～64歳）の推計

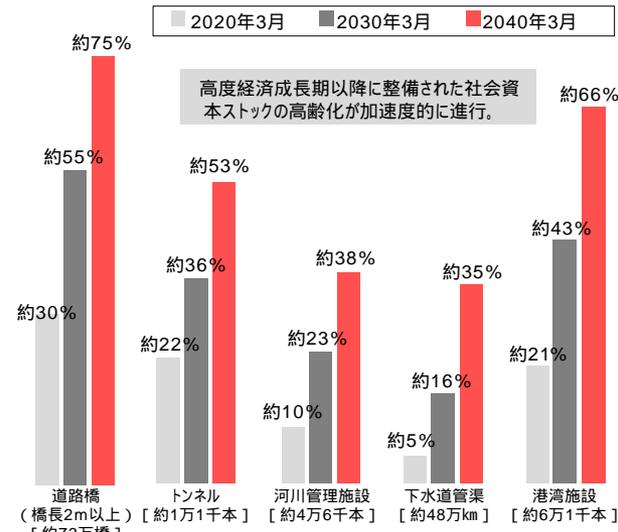
出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成



社会資本投資の推移

道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道、庁舎

出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成



建設後50年以上経過する施設の割合

出典：国土交通省第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会・実施手法検討会（R5.8.31）資料より抜粋

PPP/PFI推進アクションプラン 令和6年改定の主要事項

PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定する。

1. 分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

- ・類似施設・共通業務の統合による効率化を図る
分野横断型PPP/PFIの形成促進
- ・自治体間の連携による業務の効率化・補完にも資する
広域型PPP/PFIの形成促進

→ 9ページ

2. 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

- ・適正な価格の算出の推進
(物価変動への対応、適正な予定価格の算出、
国有財産の貸付料・使用料算定方法のイコールフットINGの明確化・周知)
- ・費用減少以外のメリットの適切な評価
- ・性能発注等民間事業者の利益の創出に寄与する取組の推進
- ・BOT 税制の延長等

Build-Operate-Transfer: 事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式

→ 10ページ

3. 事業件数10年ターゲットの上方修正及びPPP/PFIの活用領域の拡大

- ・事業件数10年ターゲットの上方修正
- ・PPP/PFI活用領域の拡大
自衛隊施設(重点分野へ追加)
集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPP
流域総合水管理の推進
火葬場 スタジアム・アリーナ 国立公園
道路(下関北九州道路)

→ 37ページ~39ページ

4. PPP/PFIによる地方創生の推進

- ・空き家等の有効活用により地域課題を解決する
スモールコンセッション等のローカルPFIの形成促進
- ・具体的な案件形成に資するPPP/PFI地域プラットフォームの効果的な運営
- ・PPP/PFI事業の具体化に資するPFI推進機構の継続的な支援

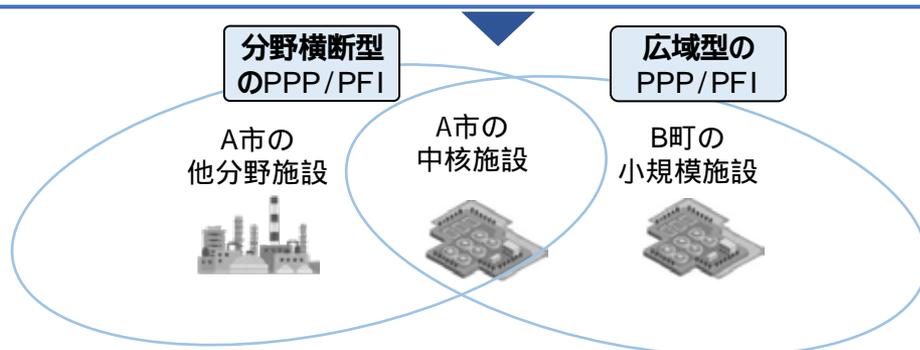
→ 40ページ

1. 分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

一層の歳出の効率化、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、**分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進**する。

「インフラの再構築」を効果的に進めるためのPPP/PFIの方向性

PPP/PFIで考慮すべき視点		施策の方向性	具体的手法（例）
行政 視点	一層の歳出の効率化	類似施設・共通業務の統合	・県と市の同種施設の共同整備・運営
	技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上	自治体間の連携による業務の効率化・補完	・都道府県がリードし、管内の市町村と連携 ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
民間 視点	民間事業者の参入促進（利益確保）	ビジネス領域・規模の拡大	・複数分野業務の一括発注 ・複数自治体での共同発注



取組内容

○分野横断型・広域型PPP/PFIの先進事例の地方自治体、民間事業者、金融機関等にヒアリングを行い、以下の観点等から**分野横断型・広域型PPP/PFIのメリット、課題、対応策を整理し、「手引」として令和6年中に公表**。

【先行調査で挙げられたメリット】

- ・複数分野・事業の統合による効率化 等

【先行調査時にあげられた課題】

- ・複数関係者が関わることによる事業発案/合意形成の複雑化 等

【手引の概要】

- ・シナジーのある分野/事業の例示
- ・庁内/自治体間の合意形成時のポイントや留意点 等

○「手引」に基づき地方公共団体等を啓発するとともに、**「手引」作成以降も、分野横断型・広域型のPPP/PFIを推進するための各種施策を検討**。

2. 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

「新たな成長型経済」への移行が進む中、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築するため、以下の取組を実施。

適正な価格の算出の推進（ガイドラインの改正）

○PFI事業を実施する際に国・地方公共団体が参考とする「ガイドライン」を改正し、国・地方公共団体や民間事業者、団体に周知

物価指数

現行のガイドライン

契約金額改定の基準となる物価指数を例示

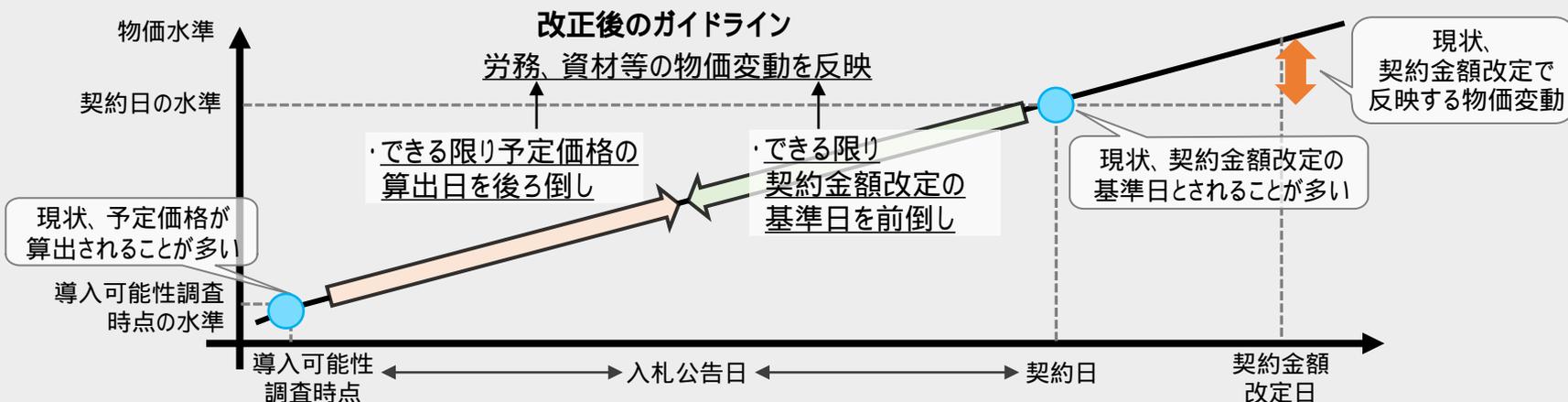
- ・企業向けサービス価格指数
 - ・実質賃金指数
 - 等
- 名目賃金上昇より物価上昇が大きい場合に減少

改正後のガイドライン

物価指数の例示は削除した上で、以下を明記

- ・市場価格への感応度が高く、対象業務・費目と連動した指数を採用すべき
- ・民間事業者との協議で決定すべき

予定価格・対価改定



○使用面積や使用日数等に基づく国有財産の貸付料・使用料の算定方法について、PFIも含めたイコールフットingの明確化・周知

費用減少以外のメリットの適切な評価

○地域経済・社会への貢献など民間事業者が創出する多様な効果の評価手法を検討

性能発注等の推進

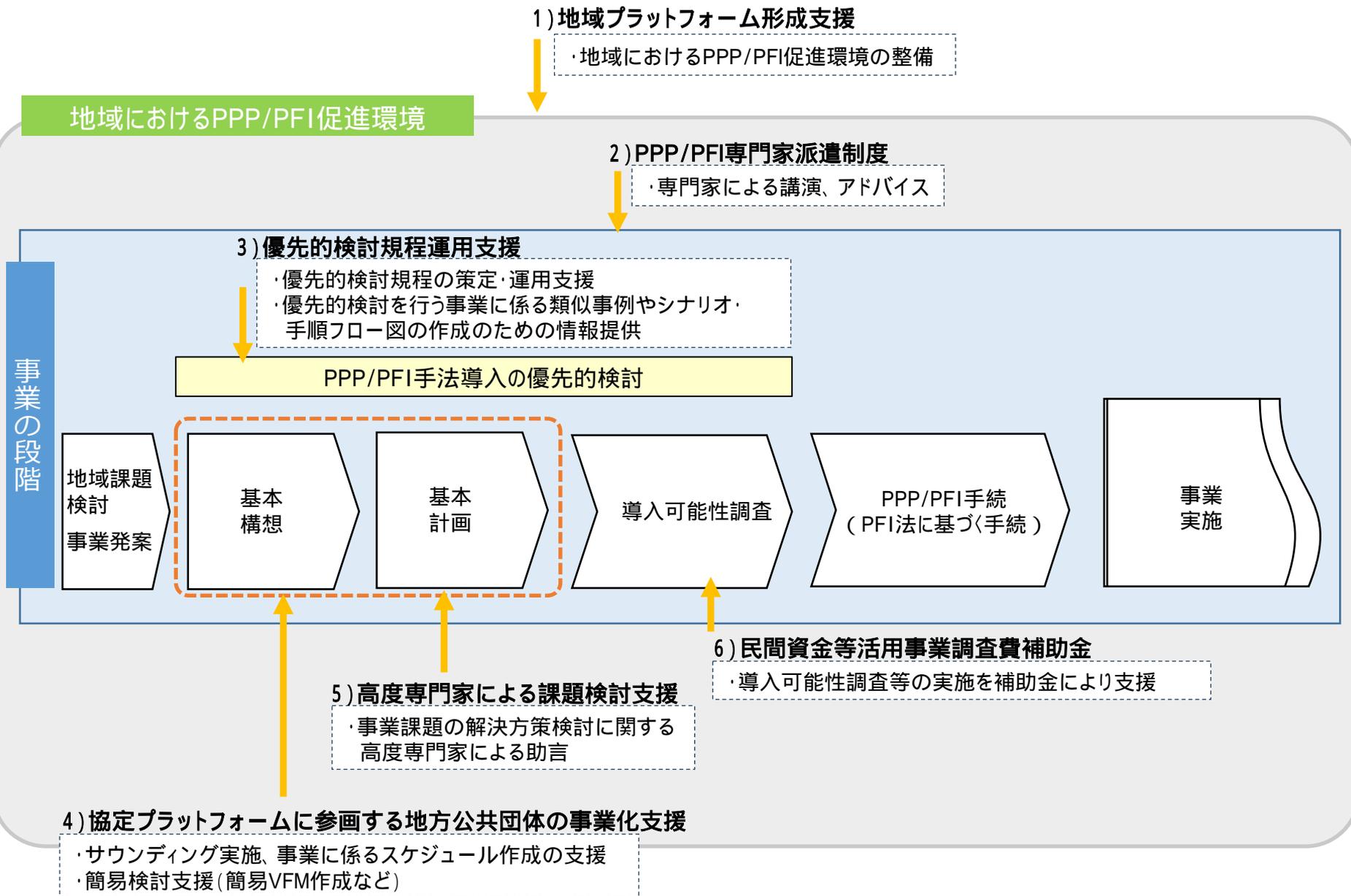
- 民間の創意工夫で工事費等の削減に寄与できる性能発注を積極的に推進
- 収益事業の実施により利益の創出に寄与できる民間による提案を積極的に推進

BOT 税制の延長等

○BOT方式において固定資産税等の課税標準を2分の1に減免する税制特例の延長等
Build-Operate-Transfer:
事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式

- 1 PPP / PFIの推進状況
- 2 アクションプランの改定(令和6年6月3日)
- 3 内閣府の支援制度等**
- 4 参考資料

PPP / PFI推進に活用できる内閣府の支援制度



1) 地域プラットフォーム形成支援

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

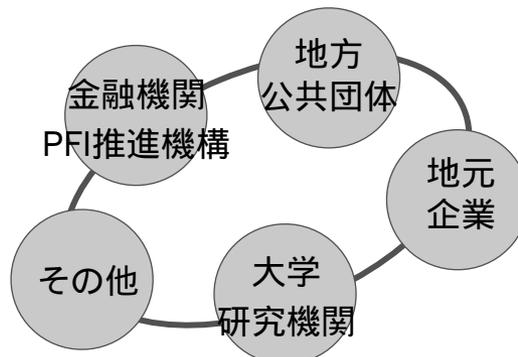
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援
 地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査を始め案件形成に資する支援を併せて実施

支援内容

支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域

複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援



【地域プラットフォームイメージ】

具体的な支援事項(例)

コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- ・ 構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・ セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成 等)
- ・ 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言

地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示

- ・ プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

これまでの支援事例



セミナーの開催
 (かがわPPP/PFI地域プラットフォーム:
 令和2年度支援)



セミナーの開催
 (群馬県PPP/PFIプラットフォーム:
 令和3年度支援)

PPP/PFI地域プラットフォームの設置状況

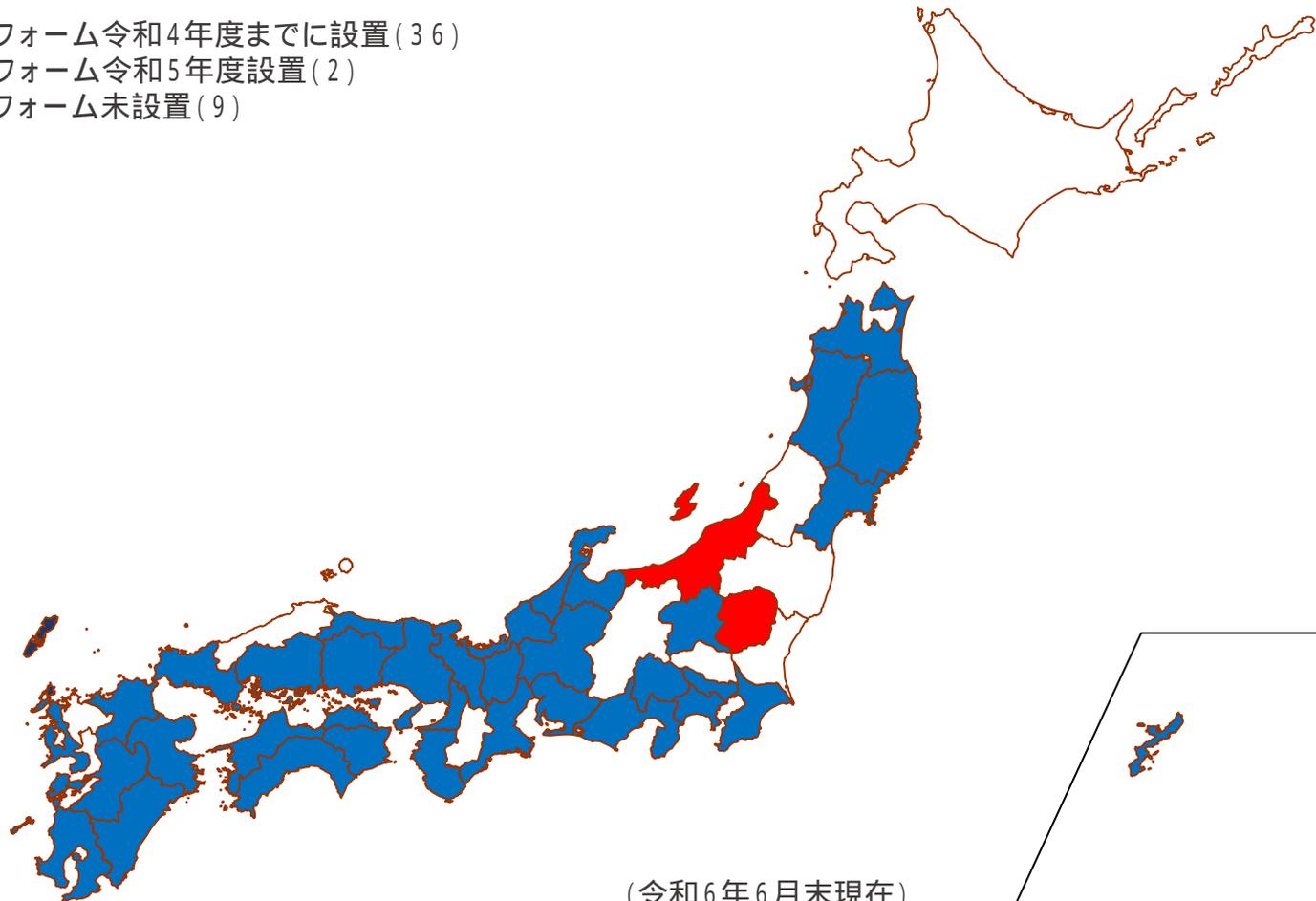
○PPP/PFI地域プラットフォームとは、地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場である。

○PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。

○都道府県別の地域プラットフォームの設置状況は、**設置済みが38都府県、未設置が9道県**であり、**地域プラットフォームの設置率は、80.9%**である。（令和6年6月末現在）

凡例

- 地域プラットフォーム令和4年度までに設置(36)
- 地域プラットフォーム令和5年度設置(2)
- 地域プラットフォーム未設置(9)



(令和6年6月末現在)

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

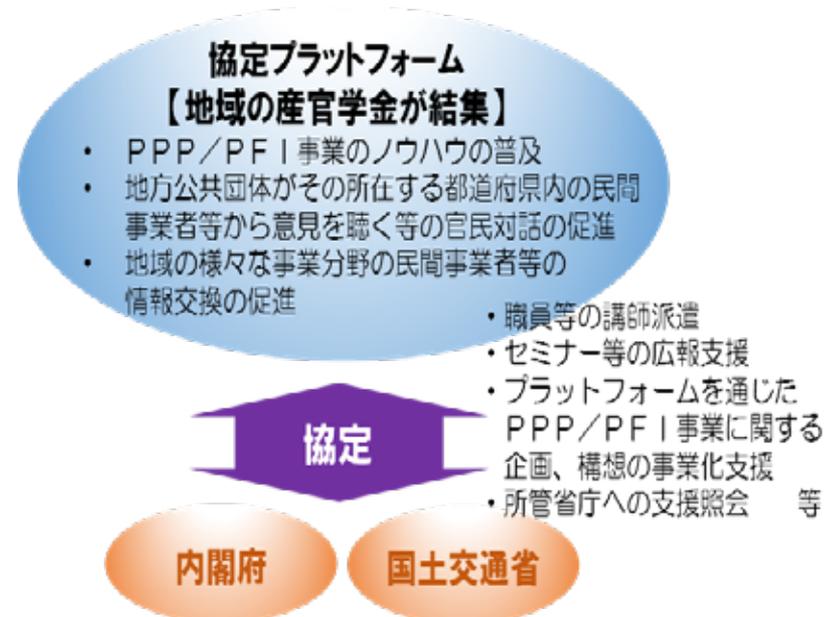
支援内容

関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣

○地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI

事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

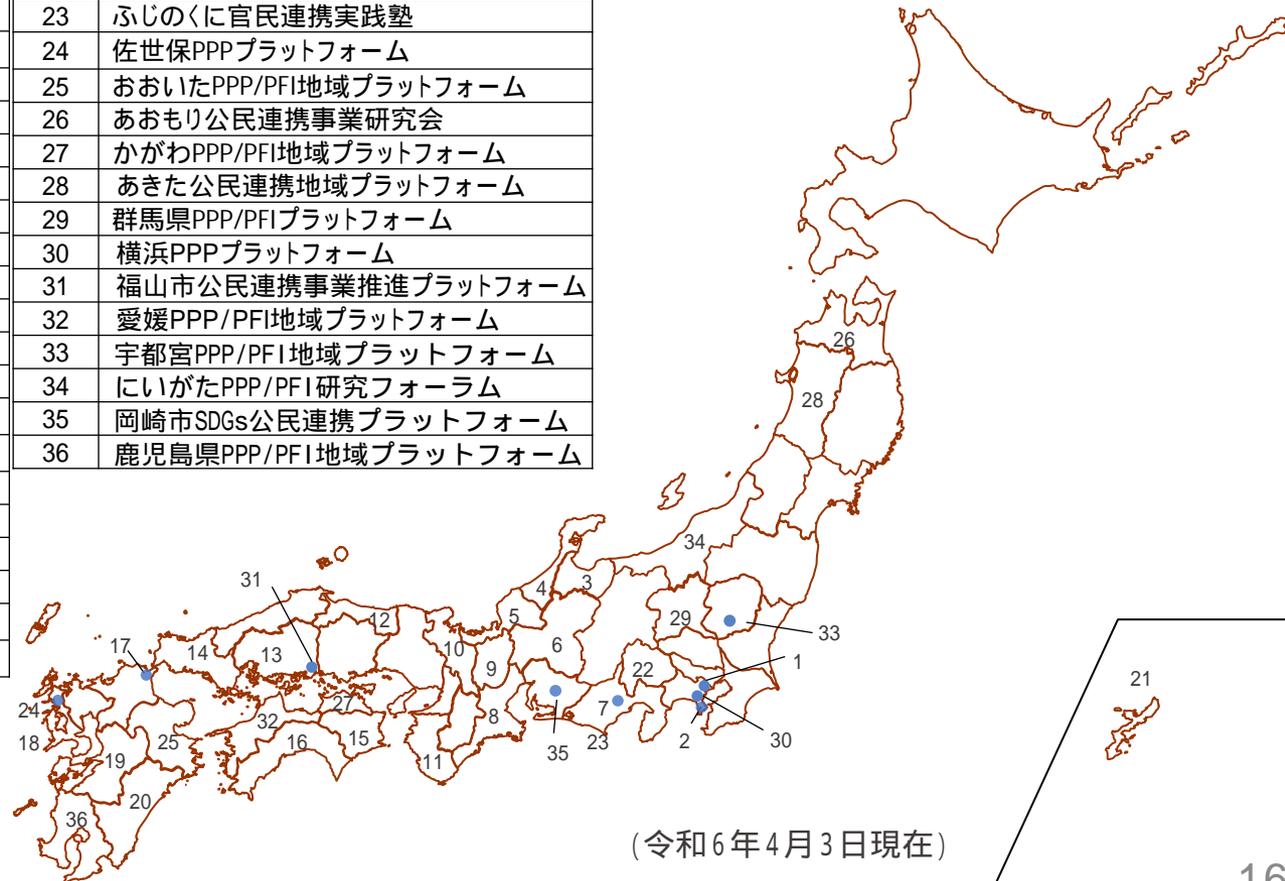
【協定プラットフォームイメージ】



協定PPP/PFI地域プラットフォームの運営状況

- 内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFI事業の具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFI地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援している。
- 協定PPP/PFI地域プラットフォーム36団体のうち、令和5年度実績で、**35団体（97.2%）が講習会や官民対話等の取組を実施、21団体（58.3%）が官民対話等の具体的な案件形成**に関する取組を実施した。地域プラットフォームを形成した年度は主に講習会を開催して機運の醸成を図り、翌年度以降に官民対話を実施して具体的な案件形成に取り組む傾向にある。
- 一方、**直近3か年連続で継続的、安定的に官民対話を実施した団体は13団体（36.1%）**に留まっており、継続的、安定的に官民対話を実施していない団体も多数存在している。

No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称	No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	23	ふじのくに官民連携実践塾
3	とやま地域プラットフォーム	24	佐世保PPPプラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム	26	あおもり公民連携事業研究会
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	28	あきた公民連携地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム	29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム	30	横浜PPPプラットフォーム
10	京都府公民連携プラットフォーム	31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム	32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム		
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム		
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム		
19	熊本市公民連携プラットフォーム		
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム		
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム		

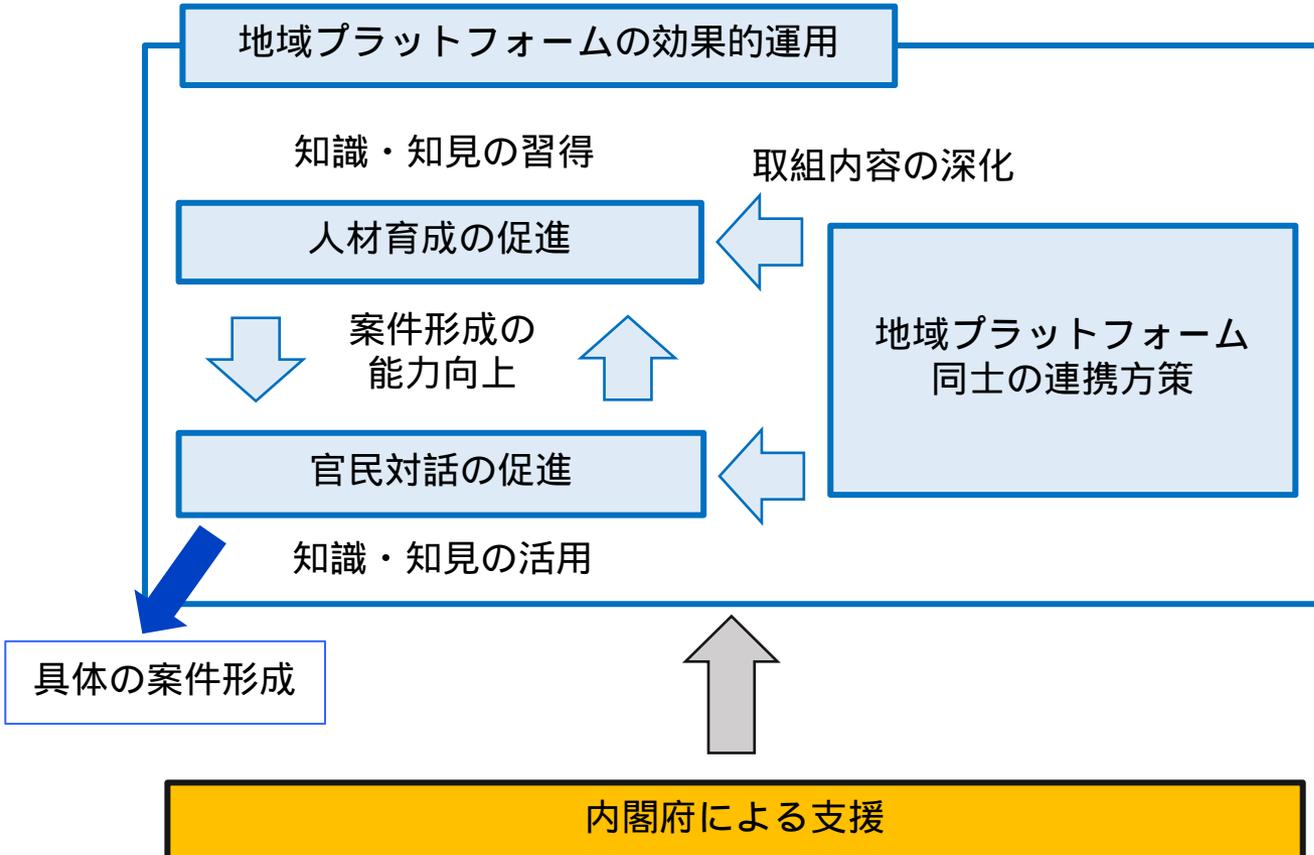


PPP/PFI地域プラットフォームの効果的な運用に向けた取組

○地域プラットフォームを効果的に運営し、継続的、安定的な官民対話を行うことにより、具体的な案件形成に繋げるために、内閣府として、地域プラットフォーム運営支援の強化、「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の充実、PPP/PFI専門家派遣制度の活用等による支援を行う。

(地域プラットフォームの効果的な運用の方向性)

地域プラットフォームの構成員のPPP/PFIの知識・知見の習得・活用により、官民対話を促進し、案件形成能力の継続的な向上を図る。さらに、地域プラットフォーム同士が連携して取組むことで取組内容の深化を図る。



セミナーの様子



官民対話の様子

- ・ 地域プラットフォーム運営支援の強化
- ・ 「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の充実
- ・ PPP/PFI専門家派遣制度の活用

地域プラットフォームに関する記載（P17、18）

2 . PPP/PFIの推進施策

（2）地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

【具体的取組】

）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

地方ブロックプラットフォーム等に国の出先機関や機構などが積極的に参画し、広域的な地域プラットフォーム形成・運営の優良事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援し、令和8年度までに全都道府県への展開を図る。あわせて、地域プラットフォームを活用した具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFIに関する専門的知見やファシリテート能力を有する大学関係者（アカデミア）や専門家等の多様な有識者を地域プラットフォームの活動への参画を促進する。（平成29年度開始、令和6年度強化）＜内閣府＞

地域プラットフォームを効果的に運営し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体の案件形成に繋げるため、地域プラットフォーム運営支援の強化、地域プラットフォーム設置・運用マニュアルの充実、PPP/PFI専門家派遣制度の活用等による支援を行う。（令和6年度開始）＜内閣府＞

2) PPP / PFI 専門家派遣制度の概要

- 1 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 1 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和5年度末までに延べ476件。

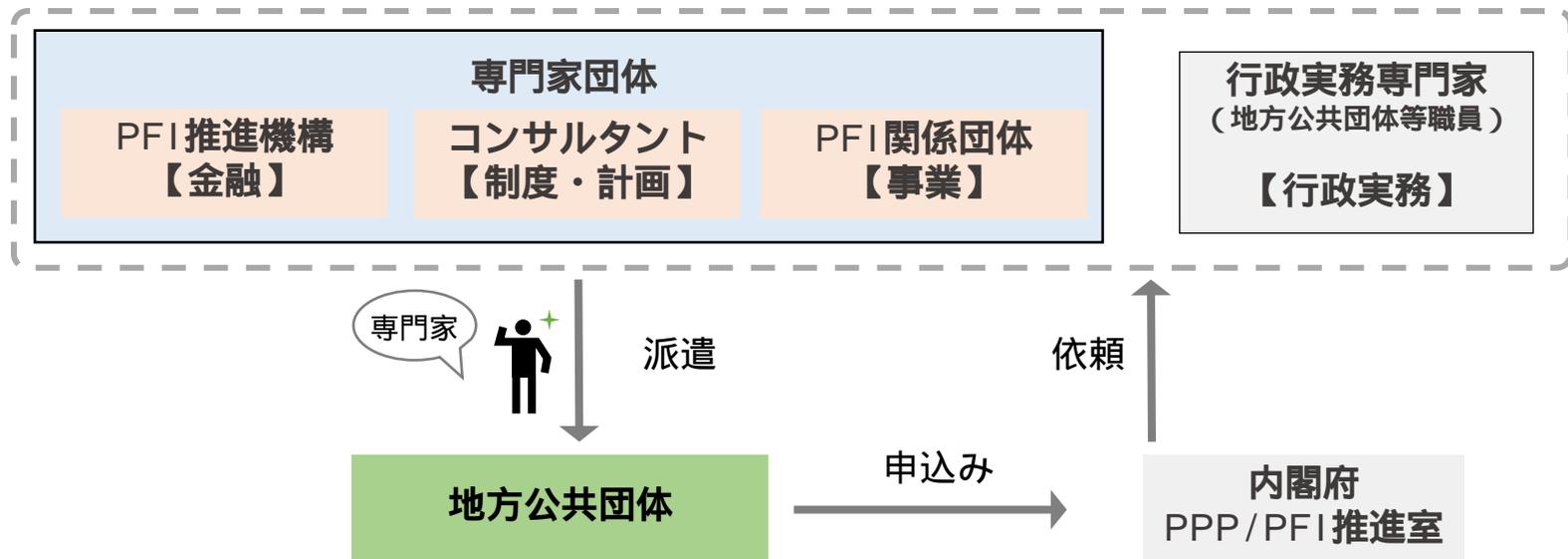
【専門家派遣制度の概要】

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）

地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施

PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始

令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣
通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



PPP/PFI専門家派遣数の推移

PPP/PFI専門家派遣制度とは、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣し、その派遣費用（旅費、謝金）を内閣府が負担する制度。

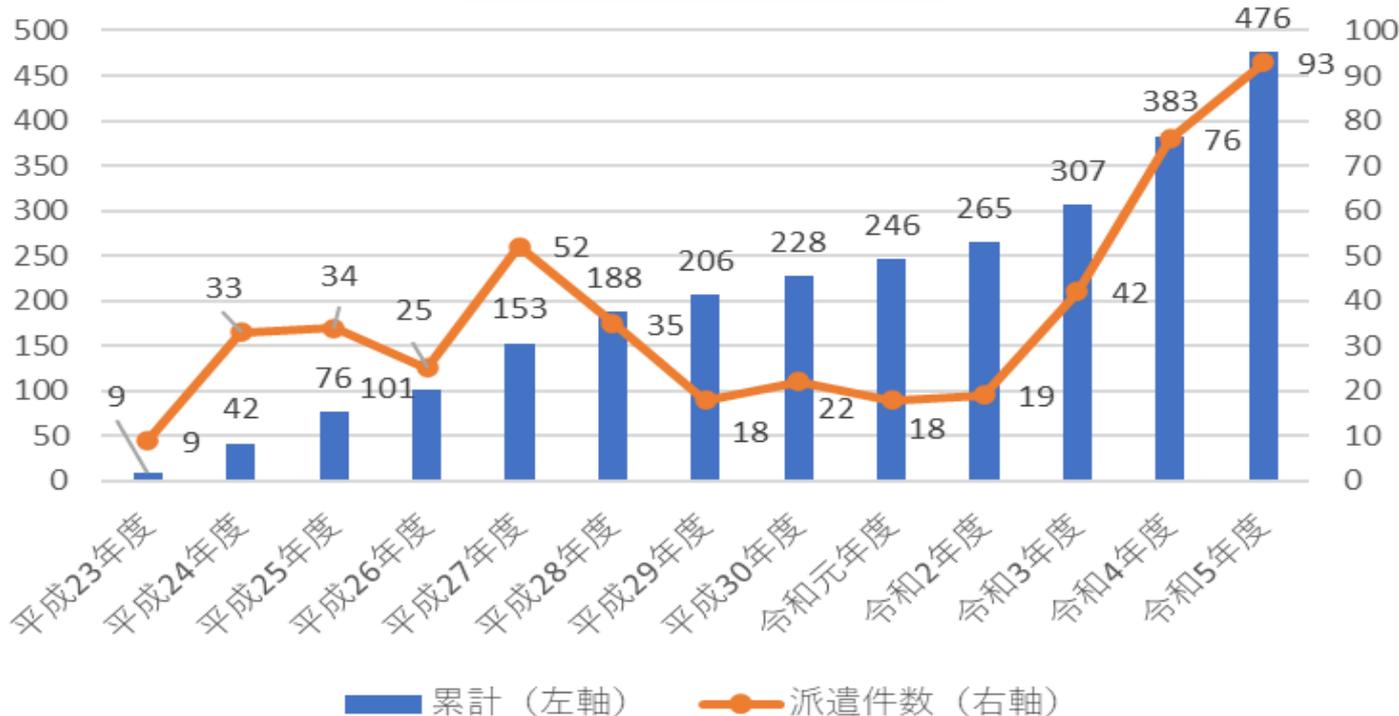
平成23年度からコンサルタントを派遣することにより、制度運用を開始した。令和3年9月には行政実務に精通する地方公共団体職員、令和4年7月にはPFI推進機構職員の派遣を開始して制度運用している。

相談内容は、PPP/PFI制度概要・事例紹介、事業手法（具体案件）、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、庁内合意形成、議会対応など多岐に渡っている。

制度運用開始以降、令和6年3月末現在で延べ476件の専門家派遣を実施。特に、令和3年度以降は相談件数が急増しており、PPP/PFIに対するニーズが窺える。

派遣を受けた地方公共団体等の9割以上から「質疑は的確・適切であった」、「必要な情報が得られた」との評価を得ている。（アンケートの有効回答数は87件）

PPP/PFI専門家派遣数の推移



必要な情報の入手



専門家による
質疑応答の適切性



PPP / PFI事業実施にあたり専門家派遣を活用した事例

学校給食
センター

学校給食センター整備運営事業

- ・A市では、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び地元食材PRに資する事業者による食育レストラン（自主事業）を展開。
- ・本事業については、平成23年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得を含む給食センター整備運営へのPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成25年度末に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
- 体育館 -

市民体育館再整備事業

- ・B市では、体育館施設の老朽化と耐震化および多様な市民ニーズへの対応といった課題を解決するため、民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、平成27年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得・庁内の検討体制構築等の観点からPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成31年2月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前地区土地活用事業

- ・C市では、新幹線開業に向け駅前公有地を活用し、民間企業と共に、ホテル、飲食・物販テナント、子育て支援施設、本を核とした知育・啓発施設、広場公園を官民連携事業として複合的に整備し令和4年9月に開業した。
- ・本事業については、平成28年度に内閣府の専門家派遣を通じて、サウンディング調査の流れや実施方法について支援を行った。



【写真はイメージです。】

PPP/PFI事業実施にあたり複数回の専門家派遣を活用した事例

廃棄物
処理施設

廃棄物処理施設整備運営事業

- ・D市は、循環型社会に適した処理システムを確立し、民間事業者の創意工夫による財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を目的に事業化を決定。
- ・本事業については、専門家派遣を通じて、平成24年8月にPPP/PFI事業スキームの検討支援を行い、同年12月に民間事業者のインセンティブ確保等に関する検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年12月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前再開発事業

- ・E市では、商業・行政機能が集積する駅周辺を事業計画地と定め、交流都市拠点形成を目的に民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成24年度に基礎知識の習得・事業スキーム等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成25年度に市が検討したVFMの妥当性検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年4月に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
- 体育館 -

市民体育館整備運営事業

- ・F市では、老朽化と耐震化、多くの市民が利用可能となるバリアフリー化および新たなスポーツ競技受入れに対応することを目的に事業化を決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成25年度に2回の基礎知識の習得・基本計画の策定方法等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成26年度には導入可能性調査の実施に必要な検討を支援。その後、市は検討を進め、平成28年5月に実施方針の公表を行うに至った。



【写真はイメージです。】

3) 優先的検討規程運用支援

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

支援対象

優先的検討規程を令和6年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体 (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

具体的な支援事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
若狭町(福井県)
(令和3年度支援)



庁内勉強会における講義
豊明市(愛知県)
(令和3年度支援)

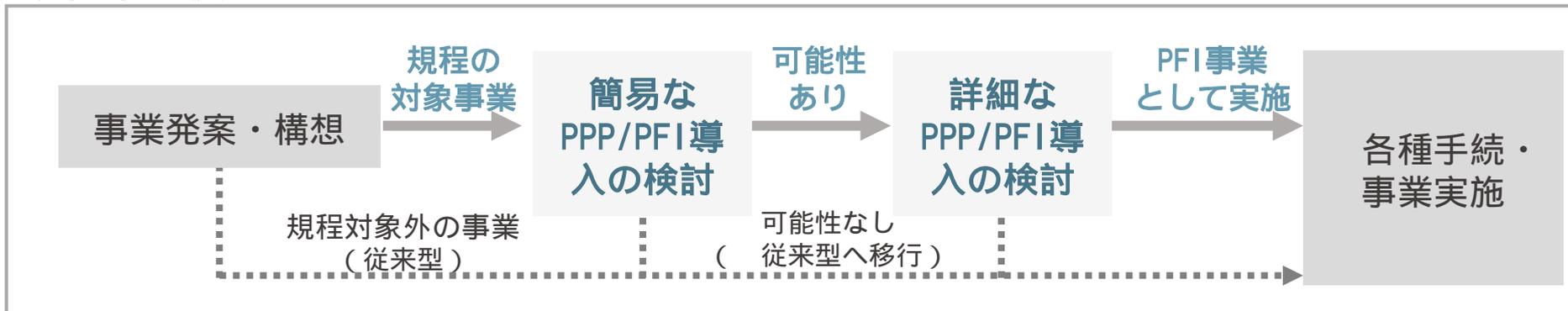
優先的検討規程とは

- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定める**ルール**
- PPP/PFIの導入効果を簡易的に調べる方法や、具体的な手続をまとめた**ガイドライン**
対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定

規程策定前



規程策定後



優先的検討策定及び運用にかかる取組内容

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）

平成27年12月17日
内閣府・総務省

国及び人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
人口20万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定（平成27年12月15日）

- ▶ 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」 平成28年3月 内閣府作成
全国9か所で説明会を開催 平成28年6～7月 参加地方公共団体数：232団体、希望の地方公共団体に対して個別相談会を実施

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」

平成29年1月
内閣府・総務省

優先的検討規程の確実な策定に向けて、規程の策定を改めて要請

- ▶ 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 平成29年1月 内閣府作成
全国9か所で説明会を開催 平成29年2月 参加地方公共団体数：299団体、希望の地方公共団体に対して個別相談会を実施

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」

令和2年12月
内閣府・総務省

優先的検討規程未策定の人口20万以上の地方公共団体における早急な策定を要請
人口20万人未満の地方公共団体において必要に応じて同様の取組を要請

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」

令和3年6月
内閣府・総務省

- 優先的検討規程未策定の人口20万以上の地方公共団体における早急な策定を要請
- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を令和5年度末までに行うよう要請
人口10万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い
- 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年改定版）民間資金等活用事業推進会議決定（令和3年6月18日）

- ▶ 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」改定 令和4年9月 内閣府作成

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について」

令和5年7月
内閣府・総務省

人口10万人以上20万人未満の規程未策定の地方公共団体に対し、令和5年年度末までの規程策定を再周知

優先的検討プロセスの全体像と優先的検討規程運用の主な効果

効果1：PPP/PFI事業の捕捉

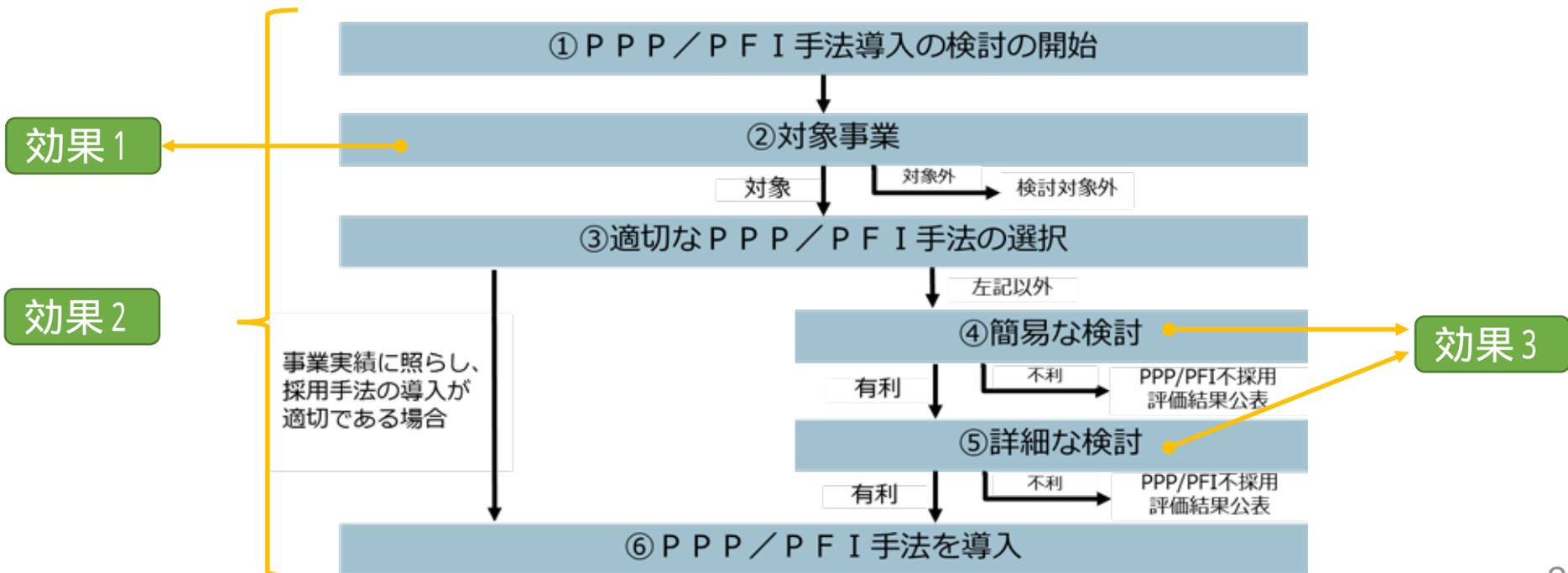
- 1 対象となる事業や事業費基準等を設定し、PPP/PFI手法により効果が高まる可能性がある事業を捕捉する仕組みを構築できる。

効果2：庁内の検討体制の構築

- 1 事業所管課をはじめとする関連部局が意思決定に関与する方法やタイミングが明確化され、効果的かつ効率的に庁内（議会含む）で検討する体制を構築できる。

効果3：多様な効果の検討

- 1 簡易な検討及び詳細な検討において上位計画に基づく評価を実施できる。
- 1 PPP/PFI手法導入決定以降の実施方針公表や特定事業の選定、民間事業者選定、契約、モニタリングにおける多様な効果の評価指標に発展させることができる。



6 . 優先的検討規程の策定・運用状況

アクションプランへの対応状況

- 人口20万人以上の地方公共団体に対して、速やかな優先的検討規程の策定を要請。
(進捗状況) 令和4年度末現在で市区について77.7%
- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対して、令和5年度までの規程の策定を要請。
(進捗状況) 令和4年度末現在で市区について28.2%
- 優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とする。
(進捗状況) 令和4年度末で183団体
- 令和5年9月から12月にかけて、人口10万人以上の市区のうち、規程未策定で策定作業に着手していない団体または策定意向のない団体、計59団体全てに対して個別対話を実施し、規程の必要性を説明し規程の策定に関する意向を把握したところ、そのうち14団体は、今年度以降に規程を策定する意向を示した。
- 規程未策定の団体に対しては、引き続き個別対話等を実施して規程の策定を要請する。

R5.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

策定団体		団体総数	規程策定済みの団体数		規程に基づき令和4年度までに具体案件を検討した団体数
国		13	13	100.0%	7
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	39
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の市区	112	87	77.7%	74
	人口10万人以上20万人未満の市区	149	42	28.2%	22
	人口10万人未満の市区町村	1,460	58	4.0%	28
	合計	1,788	254	14.2%	183

「PPP/PFI実施状況アンケート調査(令和5年12月 内閣府)」より

4) 協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

募集期間: 令和6年1月11日 ~ 3月1日正午

概要

内閣府及び国土交通省と協定を締結した地域プラットフォーム(協定プラットフォーム)に参画する地方公共団体に対し、内閣府が委託契約を結ぶコンサルタントを派遣し、PPP/PFIの検討案件について、サウンディング実施や具体的なスケジュール(シナリオ・手順フロー図など)作成などを支援

支援内容

支援対象

- ・協定プラットフォームに参画する地方公共団体
- ・導入可能性調査を実施していない案件のうち以下の要件を満たすもの
地域プラットフォームにてサウンディングを実施し、民間事業者の意向確認を行うもの
サウンディング結果を基に次の検討段階に移行できる可能性のあるもの

具体的な支援事項(例)

- 内閣府と委託契約を結んだコンサルタントを地方公共団体に派遣し、以下内容について情報提供・助言等により支援
- ・サウンディング等の官民対話を行う案件候補に対して、PPP/PFI案件形成に向けた情報提供及び助言等を行い、実現可能性が見込めるPPP/PFI事業形態案を提示
 - ・案件に関する具体的なスケジュール(シナリオ・手順フロー図など)作成に必要な情報を収集・整理
 - ・作成したスケジュールにおいて、現段階から一段階先に進展するために必要なデータの作成

例) 従来型の調達方法で行った場合とPPP/PFIを活用した場合の比較データ(簡易的なVFMの評価、定性的評価)の作成

これまでの支援事例

中央公園再整備事業(静岡県裾野市)

(中央公園MAP)



案件概要

施設の老朽化、目新しさのない園内環境などを踏まえた公園の来園者数増加方策の検討

支援概要

- ・サウンディングに向けた資料作成項目案の整理、資料作成に関する助言
 - ・サウンディング質問事項の事前検討支援
 - ・民間事業者からの想定質問やその回答検討の支援
 - ・年度以降の具体的なスケジュールの提示
- サウンディングを通じ課題解決の方向性が整理され、事業化スケジュールやタスクの明確化に繋げることができた

5) 高度専門家による課題検討支援

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当するPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等

- 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- 収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- 公的不動産利活用事業
- PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- 指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- ウォーターPPPによる事業

支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

具体的な支援事項(例)

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
 - 事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等) 等
- 対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始

- R2.4 事業者決定
実施契約締結
- R4.2 開館



<イメージパース>

6) 民間資金等活用事業調査費補助金

募集期間:令和5年11月15日～12月26日正午

概要

公共施設等運営事業等を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

公共施設等運営事業等とはPPP/PFI推進アクションプラン(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)における「類型:公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)」、「類型:収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型:公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)」又は「類型:サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

(例)公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上下水道一体の管理等

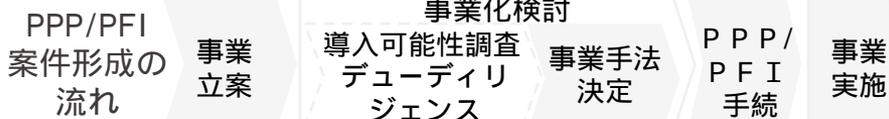
調査内容

導入可能調査

- 公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

デューデリジェンス

- 公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの



補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費:原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市の公共施設等運営事業を除く事業は、補助率1/2、原則500万円上限。)

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

< 事業経緯 >

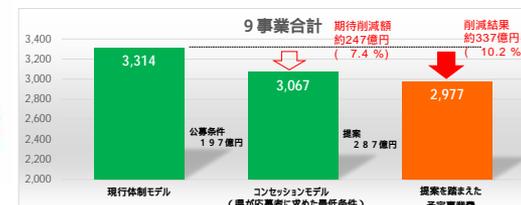
宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューデリジェンスを実施(H28年)

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

< 事業範囲 >



< 事業費の削減効果 >



(出典)宮城県HP

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します
連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

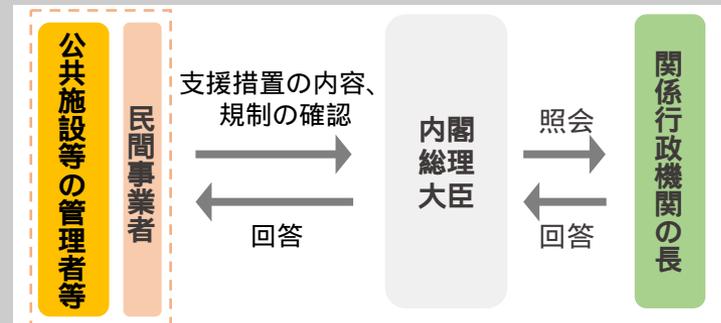
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和6年3月)

PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English 検索

内閣府の政策 | 組織・制度 | 広報・報道 | 活動・白書等 | 情報提供

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PFI/PJ/PJ推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

[PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:318KB\)](#)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html

事業名・事業主体				事業内容											
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1. 管理者種別	2-2. 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途	3-5. 事業分野	3-6. 施設用途	3-7. 事業分野				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	国	-	東京都千代田区	庁舎	行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	国	-	東京都千代田区	庁舎	行政	なし	非該当	なし	非該当				
事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)				事業者の経過・スケジュール											
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入サービス対価(発注者からの対価)	4-4. 事業者の収入利用者等からの収入(要求水準として内容指定)	4-5. 事業者の収入利用者等からの収入(任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者(代表企業)	6-2. 事業者(その他構成企業)	6-3. 事業者(協力企業)
・BTO	・行政財産の使用許可			x	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	株式会社日建設 東日本電信電話株式会社 株式会社日建設 株式会社ニッコウラスト
・BTO	・行政財産の使用許可			x	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	株式会社日建設 東日本電信電話株式会社 株式会社ニッコウラスト

国による支援事業の公表(令和5年6月)

内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
 (各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府の政策 → 組織・制度 → 広報・報道 → 活動・白書等 → 情報提供

国による支援事業

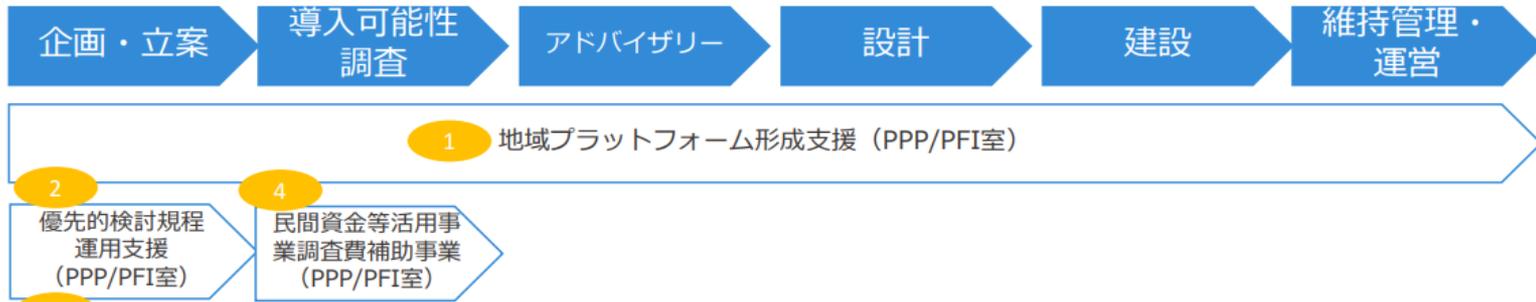
内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご利用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
 ※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいようお願い申し上げます。

1. 令和5年度 国による支援事業の概要(PDF形式:360KB)
2. 令和5年度 国による支援事業リスト(Excel形式:40KB)

データ項目(例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容(概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html



府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階								
		支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営	その他	
1 内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成員	・特になし	○								
支援内容				問合せ先								
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)							
内閣府が費用を負担	・地域プラットフォームの形成や運営を支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI室)	03-6257-1655								

PPP / PFI事業優良事例表彰の創設

PPP/PFI推進アクションプランに基づき、**内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設**し、令和6年1月から公募を実施。

PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て**推進の機運醸成を図ることを目的**とする。

内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰。

内閣府特命担当大臣等による**第1回表彰式を令和6年6月28日に開催**。

参考:「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、**優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。**

) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始)<内閣府>

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞（内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件）
優秀賞（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）表彰 各部門1件程度）
特別賞（選考委員会表彰 各部門1件程度）

【表彰部門】 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

【表彰対象】 PPP/PFI事業及びその事業契約等の契約主体（地方公共団体等及び民間事業者）
公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営等開始後の事業が対象
連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第一回表彰】 応募期間：令和6年1月31日（水）～令和6年3月29日（金）正午
表彰式：令和6年6月28日（金）
特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考
掲載先URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」受賞事業

第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」において、

公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計10件の受賞事業を決定しました。

○各受賞事業の概要は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。

URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

<大臣賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門A
旧苅田家付属町家群活用事業（城下小宿 糺や）	岡山県津山市	部門B

<優秀賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門A
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門A
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門B
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門B
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門B

<特別賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門A
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門B
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門B

部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>



3. (1) PPP/PFIの活用領域の拡大

○公共サービスの効率的・持続的な提供やカーボンニュートラル実現等の社会課題への対応に、民間の資金、人材、ノウハウ、経営能力等を有効活用していくため、PPP/PFIの活用領域の拡大を図る。

自衛隊施設

重点分野に追加

自衛隊施設の強靱化のための施設の再配置・集約化等の整備に当たり、PFIやECI 等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を適用する「防衛省版PPP」を推進。

アーリーコントラクターインボルメントの略で、施工者が設計段階に関与する方式



整備後の自衛隊施設のイメージ

流域総合水管理の推進

これまで進めてきた「流域治水」に加え、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化を推進し、流域で治水のみならず、カーボンニュートラルの推進等にも官民連携で取り組む。



流域単位でカーボンニュートラルの取組を進めている先行事例

出典：矢作川・豊川CNプロジェクト・ポータルサイト(愛知県HP)

分野横断型・広域型ウォーターPPP

水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む自治体を積極的に支援。



分野横断型のウォーターPPP (守谷市の事例)

出典：守谷市上下水道事務所資料

火葬場

多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化する火葬場の整備・運営について、PPP/PFIの活用に取り組む自治体を積極的に支援。



外観



告別・収骨室

出典：きみさらず聖苑(木更津市火葬場)HP

3. (2) PPP/PFIの活用領域の拡大

スタジアム・アリーナ

スポーツの成長産業化や、地域経済の持続的成長を推進するため、**官民連携によるスタジアム・アリーナの取組について、事業の具体化を促す伴走型支援**により、更なる推進を図る。

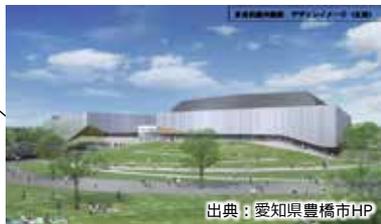


国立競技場 (R7.4 民間事業化予定)



出典：神奈川県川崎市HP

等々力緑地 球技専用スタジアム (R8整備着手予定)



出典：愛知県豊橋市HP

豊橋市多目的屋内施設 (R6事業契約締結予定)

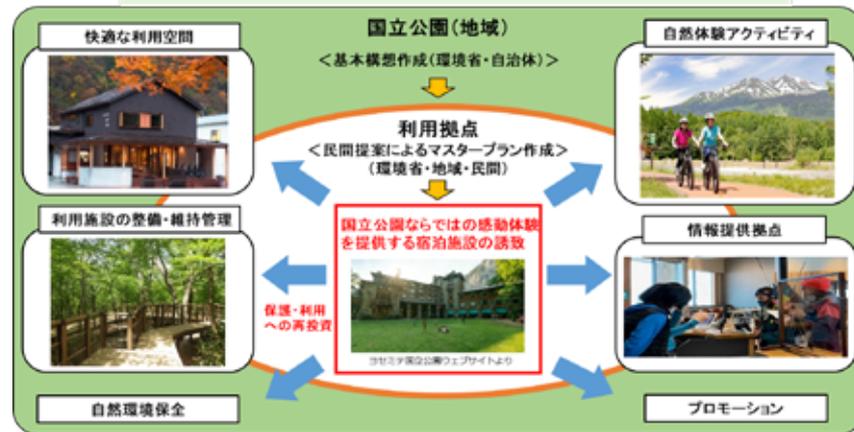
- ：アリーナ・体育館 (14件)
- ：スタジアム・球技場 (6件)

PPP/PFI手法に取り組む主なスタジアム・アリーナ (R6.5末時点)

国立公園

美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、国立公園（十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる国立公園）において、**官民連携による滞在体験の魅力向上の取組**の更なる推進を図る。

民間の発想を活かした滞在体験の魅力向上をパッケージで実施



道路（下関北九州道路）

広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈、災害時の代替路としての機能・役割が期待される下関北九州道路について、**エリア単位でのPFIの活用も視野に検討する。**



- (凡例)
- 2車線
 - 4車線
 - 6車線

計画段階評価で決定（令和3年3月）された概略ルートを図示

下関北九州道路ルート案

3.(3)事業件数10年ターゲットの上方修正

○特に進捗が良好な分野（スポーツ施設、文化社会教育施設、大学施設）について、事業件数10年ターゲットの上方修正を行う。自衛隊分野の追加と合わせて、全分野で650件とする。

5年件数目標 R4アクションプラン (対象：R4-R8)		
重点分野	5年間で少なくとも具体化するべき事業件数目標	対象とする施設・契約形態
空港	3	コンセッション
水道	5	コンセッション等
下水道	6	コンセッション
道路	7	バスでコンセッション等のPPP/PFI
スポーツ施設	10	コンセッション
文化・社会教育施設	10	コンセッション等
大学施設	5	コンセッション等
公園	2	利用料金の設定された公園でのコンセッション
MICE施設	10	コンセッション
公営住宅	10	コンセッション、収益型事業、公的不動産利活用
クルーズ船向け旅客ターミナル施設	3	コンセッション
公営水力発電	3	公営企業局の経営のあり方検討
工業用水道	3	コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFI
自衛隊施設（新規）	20	PFI、ECI等と包括的民間委託の組み合わせ
合計	77 97	

事業件数10年ターゲット R5アクションプラン (対象：R4-R13)		
重点分野	10年間で具体化を狙う事業件数	対象とする施設・契約形態
空港	10	コンセッション
水道	100	ウォーターPPP
下水道	100	ウォーターPPP
道路	60	バスをはじめとする道路分野全体（他分野との連携含む）でのPPP/PFI
スポーツ施設	30 40	コンセッション
文化・社会教育施設	30 35	コンセッション等
大学施設	30 40	コンセッション、PPP/PFI
公園	30	コンセッションなど公園全体での民間活用
MICE施設	30	コンセッション、PFI
公営住宅	100	コンセッション、収益型事業、公的不動産利活用、PFI
クルーズ船向け旅客ターミナル施設	10	コンセッション及び国際旅客船拠点形成港湾制度
公営水力発電	20	公営企業局の水力発電施設における経営のあり方検討
工業用水道	25	ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFI
自衛隊施設（新規）	50	PFI、ECI等と包括的民間委託の組み合わせ
合計	575 650	

4 . PPP / PFIによる地方創生の推進

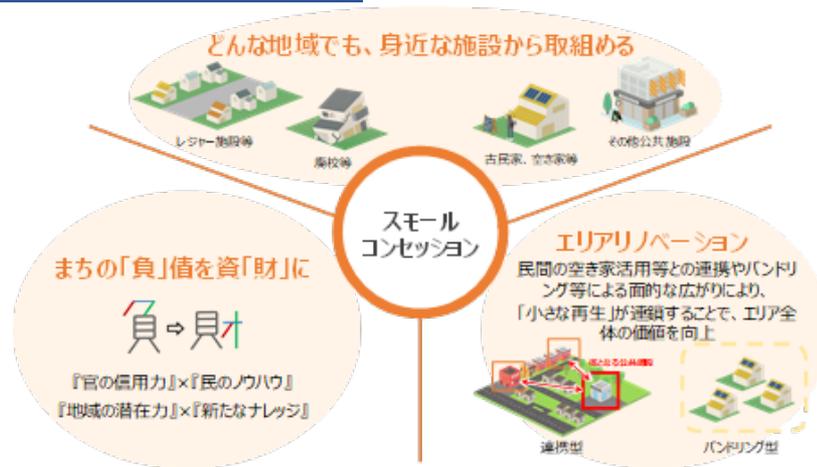
○地域における空き家等を官民連携で積極的に活用するスモールコンセッション などの地域経済・社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」について、地方公共団体での普及推進を図る。

○地域プラットフォームの効果的な運用に関する伴走支援の強化などの支援を行うことで、地域プラットフォームを通じた継続的、安定的な官民対話を促進するとともに、PFI推進機構による具体的かつ継続的な支援により、具体の案件形成に繋げる。

地方公共団体が所有・取得する空き家等について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFIを行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組

スモールコンセッションの推進

スモールコンセッションの目指す姿



スモールコンセッション推進会議（仮称）の設立

- ・ノウハウの共有、マッチングの促進の場として、産官学金の多様な関係者が参加、連携するスモールコンセッション推進会議（仮称）を設立する。
- ・上記会議は、PPP/PFI地域プラットフォーム等と連携して実施する。

主な取組

- ・首長への働きかけや情報発信（セミナーやイベントの開催等）の強化
- ・スモールコンセッション実践ガイドライン（仮称）の策定
- ・手続きの簡素化
- ・官民のマッチング機能の強化 等

PPP/PFI地域プラットフォームの効果的な運用に向けた取組

協定PPP/PFI地域プラットフォームが全国各地で増加している中、更なる実効性のある取組が求められている。

内閣府による支援等を通じて、継続的、安定的に官民対話を促進するなど効果的な運用を下支えする。

地域プラットフォームの効果的運用

知識・知見の習得

ニーズ・シーズのマッチング機能の強化

内閣府による支援

具体の案件形成

- ・地域プラットフォーム運用に関する伴走支援の強化
- ・PPP/PFI専門家派遣制度の活用
- ・「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の充実

PFI推進機構による事業の具体化支援

アクションプランの重点分野における事業件数10年ターゲットの進捗の加速化に向け、具体的かつ継続的な支援により、具体の案件形成に繋げる。

ウォーターPPPの推進

- 水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体となった行政が実現。
- 今般の能登半島地震や気候変動の影響の顕在化等を踏まえ、水分野に対して、国民の関心も上昇。
- これら情勢の変化を踏まえつつ、人口減少やインフラの老朽化が進む中で、「水インフラ」の持続性を向上させるため、**ウォーターPPPを積極的に推進**し、より一層の効果・メリット等を期待しうる分野横断型・広域型等も促進。

事業件数10年ターゲットの進捗

分野名	事業件数 10年ターゲット 1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) 2	早期に具体化が見込 まれる件数(累積) 2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件
工業用水道 ³	25件	3件	8件	約10件

- 1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数
- 2 件数は、今後の状況に応じて変更がある
- 3 工業用水道については、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIに関する件数

これまでの取組

- ウォーターPPPの導入検討について、令和5年度補正予算で**17自治体(水道・下水道)**が具体化に向けて調査等を実施。
- 地方公共団体におけるウォーターPPPの理解醸成・導入検討の円滑化のため、水道・下水道・工業用水道において**ガイドラインを策定・改定(令和5年度)**。
- 工業用水道事業費補助金について、**ウォーターPPPの要件化を決定済み(令和5年度)**。令和10年度運用開始予定。

今年度の取組

ウォーターPPPに対する機運醸成

- 都道府県トップにウォーターPPPの重要性を認識していただくための**トップセールスを展開**。

ウォーターPPP推進のための支援

- 令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用し具体化に向けた検討を進める**82自治体(水道・下水道)**を決定。令和7年度以降も引き続きフォローを行い、事業化につなげる。
- 上下水道一体のウォーターPPP内の改築・更新等整備費用に対し、令和6年度より**国費支援の重点配分**を実施。



秋田県知事とのウォーターPPPについての意見交換

集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成

- 令和6年4月策定の「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの導入促進を図る。
- 下水道と集落排水施設の分野横断型ウォーターPPPの導入検討について、令和5年補正予算で8自治体、令和6年当初予算で10自治体が具体化に向けて調査等を実施。

【参考】ウォーターPPPの概要

水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

長期契約(原則10年)、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメント、プロフィットシェア

国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

水道、下水道、工業用水道に加え、**農業・漁業集落排水施設**も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成を図る。なお、地方公共団体等のニーズに応じて、**浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。

関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション)
[レベル4]

長期契約(10～20年)

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権(抵当権設定)

利用料金直接収受

上・工・下一体:1件(宮城県R4)
下水道:3件
(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)
工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式
[レベル3.5]

新設

長期契約(原則10年)*1

性能発注*2

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】
更新工事

【更新支援型の場合】
更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)

*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約(3～5年程度)

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

水道:1,400施設
下水道:552施設
工業用水道:19件

各重点分野における事業件数10年ターゲットの進捗状況（実績及び見込み）

具体化件数の実績（575件：上方修正前）

重点分野	事業件数10年 ターゲット (上方修正前)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)
合計	575	81 (14%)	143 (25%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)
工業用水道	25	1 (4%)	3 (12%)
スポーツ施設	30	8 (27%)	19 (63%)
文化・社会 教育施設	30	5 (17%)	10 (33%)
大学施設	30	22 (73%)	30 (100%)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)
公園	30	3 (10%)	9 (30%)
公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)
MICE施設	30	4 (13%)	6 (20%)
クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)
公営水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)
自衛隊施設	---	---	---

具体化件数の見込み（650件：上方修正後）

重点分野	事業件数10年 ターゲット (上方修正後)	令和6年度 (3年目)	早期に具体化が 見込まれる件数 ¹
合計	650	184 (28%)	約281 (43%)
水道	100	6 (6%)	約25 (25%)
下水道	100	10 (10%)	約40 (40%)
工業用水道	25	8 (32%)	約10 (40%)
スポーツ施設	40	20 (50%)	約25 (63%)
文化・社会 教育施設	35	14 (40%)	約18 (51%)
大学施設	40	34 (85%)	約35 (88%)
空港	10	3 (30%)	約5 (50%)
道路	60	28 (47%)	約29 (48%)
公園	30	12 (40%)	約18 (60%)
公営住宅	100	34 (34%)	約36 (36%)
MICE施設	30	10 (33%)	約14 (47%)
クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	3 (30%)	約3 (30%)
公営水力発電	20	2 (10%)	約3 (15%)
自衛隊施設	50	0 (0%)	約20 (40%)

具体化： 実施契約を締結する予定の案件、 実施方針公表段階となる予定の案件のほか、 事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

各年の件数は累積値、括弧内の％は10年ターゲット(令和4,5年度は上方修正前、令和6年度以降は上方修正後)に対する割合を示す。

¹早期に具体化が見込まれる件数については、令和7年度以降の早い時期での具体化が見込まれるものの件数を示す。